

[補助対象者]

- (1) 中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号。以下「基本法」という。）第2条第1項に規定）
- (2) 小規模企業者（基本法第2条第5項に規定）
※ 個人事業主、フリーランスについては、(1)、(2)のいずれかに該当
- (3) NPO法人（中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号。以下「信用保険法」という。）第2条第1項第6号及び同条第3項第7号に規定）
- (4) 医療法人（医療法人及び医業を主たる事業とする社会福祉法人、財団法人又は社団法人）（信用保険法第2条第1項第5号及び同条第3項第6号に規定）
- (5) 組合（中小企業等経営強化法第2条第1項第6号から第8号に規定）

※次のいずれかに該当する者は対象としない（ただし、下記ア（ウ）に該当する場合であっても、経営に支配力を有しないと認められる場合を除く。）。

ア みなし大企業

（ア）発行済株式の総数または出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者

（イ）発行済株式の総数または出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者

（ウ）大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

イ 暴力団関係者

ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律

（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及びそれらに類似する業種を営む者

エ 営業に関して必要な許認可等未取得していない者

オ 補助金の交付にあたり、社会的信頼性及び公平性を損なうおそれがある者

【補助対象者の範囲】

- (1) 及び(2)（中小企業者・小規模企業者）

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)		小規模企業者
	資本金の額 または出資の総額	従業員	従業員
①製造業・建設業・ 運輸業その他の業種 (②～④を除く。)	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業 ※飲食業を除く。 ※個人事業主である 開業医を含む。	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④小売業 ※飲食業を含む。	5,000万円以下	50人以下	5人以下

(3) (NPO法人)

業種	従業員	
	中小企業者	小規模企業者
①製造業・建設業・運輸業その他の業種 (②～④を除く。)	300人以下	20人以下
②卸売業	100人以下	5人以下
③サービス業 ※飲食業を除く。	100人以下	5人以下
④小売業 ※飲食業を含む。	50人以下	5人以下

(4) (医療法人)

業種	従業員	
	中小企業者	小規模企業者
医業	300人以下	20人以下

(5) (組合)

組織形態
企業組合
協業組合
事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会
商工組合、商工組合連合会
商店街振興組合、商店街振興組合連合会
水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会
生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会 ^{注1}
酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会 ^{注2}
内航海運組合、内航海運組合連合会 ^{注3}
技術研究組合（直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業であるもの）

注1 その直接又は間接の構成員の3分の2以上が5,000万円（卸売業を主たる事業とする事業者については、1億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時50人（卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、100人）以下の従業員を使用する者であるもの。

注2 その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の3分の2以上が3億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時300人以下の従業員を使用する者であるもの並びに酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の3分の2以上が5,000万円（酒類卸売業者については、1億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時50人（酒類卸売業者については、100人）以下の従業員を使用する者であるもの。

注3 その直接又は間接の構成員たる内航海運事業を営む者の3分の2以上が3億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時300人以下の従業員を使用する者であるもの。

- ※1 兼業の場合は、売上高等により総合的に判断します。
- ※2 資本金は、資本の額または出資の総額をいいます。
- ※3 常勤従業員は、中小企業基本法上の「常時使用する従業員」をいい、労働基準法第20条に規定される「予め、解雇の予告を必要とする者」と解されます。これには、日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて使用される者、季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者、試みの使用期間中の者は含まれません。

<従業員数について>

本事業では、以下の方は「常時使用する従業員数」に含めないものとします。

- a 会社役員（ただし、従業員との兼務役員は「常時使用する従業員」に含む。）
- b 個人事業主本人
- c 家族従業員（事業主と生計を一にしている3親等以内の親族）
- d 以下のいずれかの条件に該当する、パート労働者等

（a）日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて雇用される者、又は季節的業務に4か月以内の期間を定めて雇用される者（ただし、所定の期間を超えて引き続き雇用されている者は「常時使用する従業員」に含む。）

（b） 所定労働時間が同一の事業所に雇用される「通常の従業員※」の所定労働時間に比べて短い者

※本事業における通常の従業員とは、社会通念に従い、事業所において通常の従業員と判断される従業員とします。労働契約の期間の定めがない、長期雇用を前提とした待遇を受ける賃金体系である等、雇用形態、賃金体系などを総合的に勘案して判断することになります。

例えば、事業所にいわゆる正規型の従業員がいない場合、フルタイムの基幹的な働き方をしている従業員がいれば、その従業員が通常の従業員となり、その従業員より所定労働時間が短い従業員はパートタイム労働者とします。

「d－（b）パートタイム労働者」に該当するのは、「1日の労働時間または1か月の所定労働日数が4分の3以下」又は、「1週間の労働時間または1か月の所定労働日数が4分の3以下」の場合に限ります。

- e NPO法人の場合で、雇用契約関係がないボランティア等

- ※4 交付決定後に中小企業者又は小規模企業者の要件から外れた場合は、補助率が変更となる場合があります。実績報告時において従業員数を確認しますので、人数の変更があった場合は補助率が4分の3から3分の2や5分の4から4分の3又はその逆への計画変更となります。
- ※5 資本金および従業員数がともに上表の数字を超える場合、大企業に該当します。
- ※6 個人事業主、フリーランスについては、事業に許認可等が必要な場合は、許認可等
を取得していることがわかる書類の写しが必要です。（例：飲食業の食品衛生法許可
や道路旅客運送業の道路運送法許可、建設業の建設業法許可等）